

高齢者福祉のしおり

(令和6年3月改訂)



尾張旭市 健康福祉部 長寿課

目 次

| | |
|---|----|
| I 在宅福祉サービス | |
| 1 給食サービス…………… | 1 |
| 2 紙おむつの給付…………… | 1 |
| 3 日常生活用具の給付等…………… | 1 |
| 4 寝具クリーニングサービス…………… | 2 |
| 5 調髪サービス…………… | 2 |
| 6 緊急通報装置の設置…………… | 2 |
| 7 はいかい高齢者おかえり支援事業 | 3 |
| 8 はいかい高齢者おかえり支援 シール交付事業…………… | 3 |
| 9 高齢者外出支援事業（市営バス あさぴー号・タクシーの利用 助成）…………… | 4 |
| 10 移送サービス…………… | 4 |
| 11 ショートステイ（短期入所）…………… | 5 |
| 12 ねたきり高齢者生活支援給付事業 | 5 |
| 13 家具転倒防止支援事業…………… | 5 |
| 14 電話・FAX防災情報 配信サービス…………… | 6 |
| 15 特殊詐欺対策装置購入補助制度…………… | 6 |
| 16 運転免許証自主返納支援制度…………… | 7 |
| 17 自転車乗車用ヘルメット補助 制度…………… | 7 |
| 18 あさひ訪問収集（高齢者・障がい 者世帯などのごみ出し支援）…………… | 7 |
| 19 あさひ生活応援サービス事業…………… | 8 |
| II 家族介護支援 | |
| 1 家庭介護教室…………… | 9 |
| 2 あさひ介護者のつどい…………… | 9 |
| 3 認知症介護家族交流会 （笑顔の会）…………… | 9 |
| 4 認知症介護家族教室 （家族支援プログラム）…………… | 9 |
| 5 認知症カフェ「かたろ～な」…………… | 10 |
| III 余暇と生きがい | |
| 1 老人いこいの家…………… | 11 |
| 2 シニアクラブ…………… | 11 |
| 3 多世代交流館いきいき…………… | 11 |
| 4 高齢者趣味の作品展…………… | 12 |
| 5 高齢者趣味の作業所…………… | 13 |
| 6 高齢者教室（長寿学園）…………… | 13 |
| 7 シルバー人材センター…………… | 13 |
| 8 職業紹介…………… | 14 |
| 9 消費生活相談…………… | 14 |
| 10 敬老祝品の支給…………… | 15 |
| 11 あさひ健康マイスター…………… | 15 |
| 12 ミニデイサービス…………… | 15 |
| IV ボランティア活動 | |
| 1 ひとり暮らし高齢者の支援…………… | 17 |
| 2 ミニデイサービスの ボランティア…………… | 17 |
| 3 認知症カフェのボランティア…………… | 17 |
| 4 あさひ生活応援サポーター 養成講座…………… | 17 |
| 5 認知症サポーター養成講座 （地域開催）…………… | 17 |
| 6 はいかい高齢者 おかえり支援サポーター…………… | 18 |
| V 医療 | |
| 1 後期高齢者医療制度…………… | 19 |
| 2 後期高齢者福祉医療費給付制度…………… | 19 |
| 3 高齢受給者証…………… | 19 |
| VI 健康づくり | |
| 1 あたまの元気まる…………… | 20 |
| 2 元気まる測定…………… | 20 |
| 3 その他の保健事業…………… | 20 |
| VII その他 | |
| 1 介護予防のための教室…………… | 22 |
| 2 民生委員による 高齢者世帯調査…………… | 22 |
| 3 地域相談窓口による 高齢者実態把握調査…………… | 22 |
| 4 障害者控除対象者認定書…………… | 22 |
| 5 高齢者施設サービス (1) 養護老人ホーム…………… | 23 |
| (2) ケアハウス （軽費老人ホーム）…………… | 23 |
| VIII 相談窓口 | |
| 1 地域包括支援センター…………… | 24 |
| 2 地域相談窓口…………… | 24 |
| 3 尾張東部権利擁護支援センター…………… | 25 |
| お問い合わせ先一覧…………… | 25 |

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載されている開催時期、開催回数及び申込時期などが変更又は中止となる場合があります。

1 給食サービス

●対象者

おおむね65歳以上でひとり暮らしのかた又はおおむね65歳以上のみの世帯のかたで、老衰、心身の障がい、傷病等の理由により見守りが必要なかた

●内容

1人当たり週5回を限度に昼食を自宅へお届けします（回数は、地域相談窓口など（P24参照）が訪問調査を行い、この調査結果をもとに会議において決定されます。）。

●利用料

配食されるお弁当のうち1食当たり278円（別途消費税）を市が負担します。

●お問い合わせ・お申し込み

地域相談窓口又は長寿課 長寿支援係（P25参照）

2 紙おむつの給付

●対象者（※P8「住所地特例者」についてを参照）

介護保険の要介護度が3以上である在宅のかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）

●給付される紙おむつ

希望のタイプを選択（はくパンツ・尿とりパッド・テープ止めタイプ・フラットタイプ）

枚数は1か月当たり30枚（尿とりパッドは1か月当たり60枚）

●給付の方法

前期分（4月分から9月分）と後期分（10月分から3月分）とに分けて給付されます。

委託業者が、直接自宅に紙おむつを配達します。

●利用料

無料

●お問い合わせ

尾張旭市社会福祉協議会又は長寿課 長寿支援係（P25参照）

●お申し込み

尾張旭市社会福祉協議会

3 日常生活用具の給付等

《給付》

●対象者

おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしのかた

●給付される用具

電磁調理器、火災警報器、自動消火器

●利用料

世帯の生計中心者の所得に応じて定められた金額を負担

《貸与》

●対象者

おおむね65歳以上の低所得（所得税非課税）でひとり暮らしのかた

I 在宅福祉サービス

- お問い合わせ・お申し込み
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

4 寝具クリーニングサービス

- 対象者（※P 8 「住所地特例者」についてを参照）
市内在住で、住民基本台帳に記録され、介護保険の要介護度が3以上である在宅のかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- 内容
健康の保持・衛生面の向上のため、寝具のクリーニング（水洗い）を行います。
 - ・クリーニングできる寝具：敷布団、掛布団、毛布のうち1回3枚以内（3枚のうち敷布団と掛布団は合わせて2枚以内）
 - ・回数：年2回
 - ・委託業者が直接自宅まで取りに伺います。
- 利用料
無料
- 申請方法
対象者に申請書を送付しますので、長寿課長寿支援係に提出してください。
- お問い合わせ・お申し込み
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

5 調髪サービス

- 対象者（※P 8 「住所地特例者」についてを参照）
介護保険の要介護度が3以上である在宅であり、店舗に行って調髪を受けることが困難なかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- 内容
快適な暮らしと保健衛生の向上を図るため、市が契約した理美容業者が自宅を訪問し、調髪を行います。
 - ・利用方法：自宅に利用券交付申請書をお送りしますので、長寿課 長寿支援係へ申請をしてください。利用券交付後に理美容業者へ各自で予約を行い、居宅でサービスを受けます。（店舗での調髪は利用不可）
 - ・調髪の種類：(1) 理容サービス 調髪・顔そりなど
(2) 美容サービス カット・ブロー
 - ・回数：年2回
- 利用料
無料
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

6 緊急通報装置の設置

- 対象者
65歳以上でひとり暮らしのかた、もしくは高齢者世帯で入院などによりひとり暮らしとみなされるかた
- 内容
急病等の緊急事態が発生したときや心身に不安があるときに、緊急通報や健康相談の

できる機器を設置します。電話回線は不要であり、契約した警備会社が取付に訪問します。

- ・ 24時間自宅での反応がない場合に自動で通報をするセンサーを設置します。
- ・ 緊急時には消防のほか、自宅の鍵を預けている警備会社のガードマンが駆けつけます。
- ・ 熱中症の危険性が高い場合や災害時には音声でお知らせします。

●設置費用

月額340円（ただし生活保護受給者、住民税非課税世帯に属するかたは無料。）

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

7 はいかい高齢者おかえり支援事業

●登録対象者

市内在住で、はいかいするおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症も含む）

※ ただし施設入所中や長期入院中のかたを除く。

●内容

高齢者のかたが行方不明となった場合に、メール配信システムを活用し、協力事業者及びおかえり支援サポーターに対して、行方不明者に関する情報や行方不明時の状況等を電子メールにより配信し、捜索の協力を要請します。

●利用料

無料

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

8 はいかい高齢者おかえり支援シール交付事業

●対象者

市内在住で、はいかいするおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症も含む）

※ ただし施設入所中や長期入院中のかたを除く。

●内容

はいかいのおそれのある認知症高齢者等のかたが行方不明となった場合、あらかじめ高齢者の衣服や靴、杖といった持ち物に、市の名前と二次元コードが印刷されたシールを貼りつけ、保護された際に、発見者がスマートフォンで二次元コードを読み込むことにより、発見者の電話番号などの個人情報を見つかることなくチャット形式でやりとりし、早期の帰宅につながることを目的としたシールを配布します。

●シールの種類と枚数

30枚1セットとして初回のみ無料でお渡しします。

追加希望の場合は有料となります。

- ・ 耐洗ラベル20枚（衣服等にアイロンで貼り付けます）
- ・ 蓄光シール10枚（杖や持ち物に貼る暗闇でも光るシール）

●利用料

無料（追加希望の場合は有料）

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

9 高齢者外出支援事業（市営バスあさび一号・タクシーの利用助成）

● 4月交付対象者

市内在住で、住民基本台帳に記録され、当該年度の4月1日までに80歳になられたかた

● 10月交付対象者

市内在住で、住民基本台帳に記録され、当該年度の4月2日から10月1日までに80歳になられたかた

● 助成内容（①か②か③のいずれかを選択）

①市営バスあさび一号

普通運賃相当額利用券60枚（10月対象者は30枚）を交付します。

②タクシー

基本料金相当額（500円以内）利用券24枚（10月対象者は12枚）を交付します。

タクシー利用券を選択されたかたで、介護保険の要介護認定において要支援・要介護の認定を受けており、かつ、住民税非課税世帯に属するかたには、12枚（4月交付対象者）又は6枚（10月交付対象者）を限度として追加助成します。

③市営バスあさび一号とタクシー

あさび一号の普通運賃相当額利用券30枚（10月対象者は15枚）とタクシー基本料金相当額（500円以内）利用券12枚（10月対象者は6枚）を交付します。

● 注意事項

- ・利用できるのは、対象者本人のみです。
- ・交付された利用券を、他の利用券に変更することはできません。
- ・尾張旭市障がい者タクシー料金助成又は尾張旭市移送サービス利用助成券と併せて受けることはできません。
- ・年度の途中で転入したかたは、交付枚数が異なります。

● お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

10 移送サービス

● 対象者（※P8「住所地特例者」についてを参照）

市内在住で、介護保険の要介護度が4・5のかた、又は身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由（上肢機能障害を除く）の1・2級のかた

※ ただし、障がい者タクシー・高齢者外出支援事業（市営バス・タクシーの利用料助成）を受けているかた、又は介護保険施設に入所（院）中のかたを除きます。

● 内容

一般の公共交通機関を利用することが困難なかたに、リフトタクシー等を利用して医療機関などに送迎する際の利用料金の一部を助成します。

- ・利用対象車両：リフト（車いす）又は患者搬送（ストレッチャー、車いす対応）

タクシー

- ・助成額：1回当たり4,000円以内（年12回を限度）

● お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

1.1 ショートステイ（短期入所）

●対象者

おおむね65歳以上の援護が必要なかたで、介護者の病気、葬祭、事故、災害等により居宅介護を受けることが困難となったかた（ただし、介護保険の利用を優先します。）

●内容

要援護高齢者の介護者に代わって、一時的に養護する必要が生じた場合に支援します。

●期間

原則として1回につき7日以内

●利用できる施設

市が指定する施設

●利用料

所得に応じて定められた金額を負担

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

1.2 ねたきり高齢者生活支援給付事業

●対象者（※P8「住所地特例者」についてを参照）

次の要件を全て満たすかた

- ・介護保険要介護認定で、要介護5と認定されている
- ・本市に住民登録があり、居住している（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- ・対象者本人の市民税が非課税
- ・生活保護を受けていない
- ・日常生活支援券（あさひスマイルチケット）支給事業の対象者でない

●内容

在宅の寝たきりの方のご自宅に、希望する介護用品などをお届けします。

●利用料

無料

●給付の方法

カタログ（各地区の民生委員が随時訪問して配布）を受取り、希望する介護用品を申請書に記入し、提出してください。指定業者が介護用品などをご自宅へ配送します。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

1.3 家具転倒防止支援事業

●対象者

市内在住で、次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②介護保険の要介護度3以上の認定を受けているかたの属する世帯
- ③身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けているかたの属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けているかたの属する世帯
- ⑤療育手帳（A・B判定）の交付を受けているかたの属する世帯

I 在宅福祉サービス

⑥前各号に準ずる状態にあるかた（難病患者を含む。）の属する世帯

⑦その他市長が特に必要と認めた世帯

●内容

尾張旭市シルバー人材センターが家具転倒防止、家具等の固定作業を行います。

（5台まで）

●費用

作業費無料（家具固定器具・転倒防止器具代は申請者負担）

●お問い合わせ・お申し込み

危機管理課 災害対策係（P 25参照）

14 電話・FAX防災情報配信サービス

●対象者

（電話）

・視覚に障がいのあるかた

・携帯電話・スマートフォンをお持ちでないかたや所有する携帯電話・スマートフォンにメール機能がないかた

（FAX）

・聴覚に障がいがあるなど、電話の聞き取りが困難で携帯電話・スマートフォンをお持ちでないかた

●内容

台風などの風水害時の避難情報（避難指示等）や避難所開設情報、国民保護情報（弾道ミサイル情報等）など、災害時の緊急情報を電話やFAXへ配信します。

●利用料

無料

●お問い合わせ・お申し込み

危機管理課 災害対策係（P 25参照）

15 特殊詐欺対策装置購入補助制度

●対象者

市内在住で65歳以上のかた（申請は1世帯につき1回限り）

●内容

高齢者をねらった特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入費を一部負担します。

●補助率

購入費の1/2

●補助金上限

5,000円

●補助対象装置

・通話録音装置

・着信拒否装置

・通話録音装置の機能または着信拒否措置の機能を内蔵する固定電話機

●お問い合わせ・お申し込み

市民活動課 交通防犯係（P 25参照）

16 運転免許証自主返納支援制度



- 対象者
市内在住で70歳以上のかた
- 内容
高齢者による交通事故を減少させることを目的に、運転免許証の自主返納したかたに、下記のいずれか1つを無料で交付します。(1人1回限り)
 - ◆交通安全グッズ
 - ◆あさひ苑優待券(2,000円分)
 - ◆尾張旭市営バス回数券(11枚つづり2冊)
- 条件
有効期限内の全ての運転免許証を自主返納されたかた
- 申請期間
自主返納後60日以内
- 持ち物
 - ・「申請による運転免許の取消通知書」(警察署で交付)
 - ・手続きを終えた「運転免許証」などの身分証明書
- お問い合わせ・お申し込み
市民活動課 交通防犯係(P25参照)

17 自転車乗車用ヘルメット補助制度

- 対象者
市内在住の方
- 内容
交通事故による頭部損傷の軽減を目的として、自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部負担します。
- 補助率
購入費の1/2
- 補助金上限
2,000円(1人につき1個まで)
- 持ち物
 - ・申請者の氏名の記載がある「領収書」
 - ・本人確認書類
 ※対象となるヘルメットは、新品で、安全性の認証(SGマーク、JCFマークなど)があり、令和6年4月1日以降に購入したものです。
- お問い合わせ・お申し込み
市民活動課 交通防犯係(P25参照)

18 あさひ訪問収集(高齢者・障がい者世帯などのごみ出し支援)

- 対象者
次のいずれかに該当し、自力でごみ等の排出が困難で、親族・近隣者等の協力を得られない世帯のうち、市職員が実態調査を行い、**適当と認められた世帯**
 - ①介護保険の要介護・要支援認定を受けているかたのみの世帯
 - ②障がい者のかたのみの世帯
 - ③その他必要と認められるかたの世帯

I 在宅福祉サービス

●内容

可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを、市が委託した業者が玄関先まで戸別訪問して収集します。

●利用料

無料（粗大ごみについては、1点につき800円の処理費用が必要）

●お問い合わせ・お申し込み

尾張旭市環境事業センター（東部浄化センター内）
（P25参照）

19 あさひ生活応援サービス事業

●対象者

おおむね65歳以上で、日常生活上で何らかの援助を必要とするかた（介護保険、障がい福祉サービス制度などを受けられる場合は、そちらを優先します。）

●内容

家事援助、外出援助、見守り援助など

※ ただし、生活応援サポーターの車への同乗、調理、専門的な技術を要すること、責任が伴うこと、依頼者の自立を妨げることはできません。

●利用料

1回当たり500円（60分まで）

●お問い合わせ・お申し込み

尾張旭市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター業務担当
（P25参照）

「住所地特例者」について

尾張旭市に住民票があるかたは、本市の介護保険被保険者となるのが原則ですが、尾張旭市外から市内の住所地特例対象施設に直接入所（住民票を異動）される被保険者については、特例として引き続き転入前の市区町村の被保険者となります。他区市町村の住所地特例者の場合は、本市から案内を送付することができないため、各サービス利用をご希望の場合は、介護保険証を持参の上、直接長寿課へお申込みいただきますようお願いいたします。

1 家庭介護教室



- 対象者
高齢者を介護されている家族や近隣の援助者など
- 内容
介護に関する知識や技術を学ぶとともに、介護の不安解消を図ります。
- お問い合わせ・お申し込み
尾張旭市社会福祉協議会（P 25 参照）

2 あさひ介護者のつどい



- 対象者
要支援・要介護のかたを在宅で介護している市内在住の家族のかた
- 内容
各種講座・座談会などを開催し、介護をしているかたのリフレッシュを図るとともに、介護者同士の情報共有、相談の機会となる交流の場です。
- 利用料
無料（※材料費は実費）
- お問い合わせ・お申し込み
長寿課 長寿支援係（P 25 参照）
尾張旭市地域包括支援センター（P 25 参照）
地域相談窓口（敬愛園、アメニティあさひ、サンヴェール尾張旭）（P 26 参照）

3 認知症介護家族交流会（笑顔の会）

- 対象者
市内在住で、認知症の家族を介護しているかたなど
- 内容
認知症の家族を介護しているかたのために、お互いに悩みを相談し、また、認知症について勉強もできる交流の場です。
 - ・とき：毎月第2水曜日 午後1時30分から
 - ・ところ：中央公民館 207会議室
 ※ 申し込みは基本的に不要です。お気軽にお越しください。
- お問い合わせ
尾張旭市地域包括支援センター（P 25 参照）
長寿課 長寿支援係（P 25 参照）

4 認知症介護家族教室（家族支援プログラム）



- 対象者
市内在住で、認知症のかたを介護している家族のかた
- 内容
認知症の基本的な知識、介護の仕方やりハビリなどについて学ぶとともに、交流を通じて、介護者の心のサポートなども行います。（全6回）
- お問い合わせ・お申し込み
尾張旭市地域包括支援センター（P 25 参照）
長寿課 長寿支援係（P 25 参照）

5 認知症カフェ「かたろ～な」



●対象者

認知症のかたやその家族、地域にお住まいのかた。誰もが参加可能。

●開催場所

①カフェうさぎ

- ・サンヴェール尾張旭内（南栄町黒石48-1）
- ・開催日時：毎月第2水曜日 午前10時から11時30分まで

②三郷ふあんふあん

- ・東部市民センター2階 ふれあいホール（三郷町中井田136）
- ・開催日時：毎月第3金曜日 午前10時から11時30分まで

③ケアラズカフェ

- ・中央公民館内 101会議室（東大道町山の内2410番地2）
- ・開催日時：5月、10月、2月の第2水曜日 午前10時30分から午後3時まで

④平子ふあんふあん

- ・コーヒーハウスひまわり内（平子町中通279番地2）
- ・開催日時：毎月第4木曜日 午前10時から11時30分まで

●内容

お茶を飲みながらの交流会、情報交換、専門職による相談など

●利用料

飲食代等の実費

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

尾張旭市地域包括支援センター（P25参照）

サンヴェール尾張旭（P24参照）

1 老人いこいの家

囲碁、将棋、カラオケなどの趣味活動やレクリエーションのために気軽にご利用いただけるよう老人いこいの家を設置しています。

- 利用できるかた
60歳以上のかた
- 利用時間
午前9時から午後5時まで（12月29日から翌年1月3日までは休館日）
- 利用するには
 - ・各いこいの家に備え付けの利用簿に、利用予定を記入してください。
 - ・10人以上の団体で利用する際は、5日前までに予約をしてください。
 - ・利用日当日、利用簿に名前等を記入してください。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|------------------------|
| 中部老人いこいの家 | 東大道町原田2561番地1 |
| 西部老人いこいの家 | 印場元町五丁目6番地9 |
| 東部老人いこいの家 | 三郷町中井田136番地（東部市民センター内） |
| 南部老人いこいの家 | 緑町緑ヶ丘121番地11 |
| 柏井老人いこいの家 | 柏井町弥栄186番地4 |
| 城前老人いこいの家 | 城前町二丁目5番地19 |
| 出屋敷老人いこいの家 | 東栄町一丁目4番地1 |
| 旭台老人いこいの家 | 旭台1丁目6番地6 |
| 瑞鳳老人いこいの家 | 庄南町二丁目7番地4 |
| 平子老人いこいの家 | 平子町中通339番地 |
| 城山老人いこいの家 | 平子町東157番地1 |
| 中央通老人いこいの家 | 稲葉町四丁目47番地1 |
| 井田老人いこいの家 | 井田町一丁目41番地 |
| ともえ老人いこいの家 | 向町三丁目6番地7 |

- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P25参照）

2 シニアクラブ



シニアクラブは、高齢期を健康で豊かなものにし、生きがいをもって生活できることを目的とし、民主的に運営される団体です。

- 活動内容
会員の教養の向上・健康の増進・レクリエーション・社会参加活動などを行っています。
- 対象者
おおむね60歳以上のかた
- 入会申込
各クラブの代表者に直接お申し込みください。
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P25参照）

3 多世代交流館いきいき

世代間交流の促進と高齢者福祉の向上などを目的とした施設で、散歩の途中などに立

Ⅲ 余暇と生きがい

ち寄って休憩できる多目的ホールや屋外など、高齢者だけでなく多くの方々に気軽に利用いただけます。

- 所在地
稲葉町一丁目4番地1
- 開館時間
4月～10月 午前7時から午後5時まで
11月～3月 午前8時30分から午後5時まで
- 休館日
12月29日から翌年1月3日まで
- 駐車場
20台（障がい者駐車スペース1台を含む。）
- 施設概要

| 主な施設 | 使用について |
|---------------------|---|
| 多目的ホール | テーブル、椅子が常設してあり屋内で休憩などができるスペースです。原則無料です。 |
| 屋外多目的スペース | 屋外で休憩やストレッチなどができるスペースです。原則無料です。 |
| 高齢者ボランティア等活動室（約51㎡） | ボランティア等が使用していない時間は、一般のかたも1時間200円で使用できません（使用申請が必要です。）。 |
| 実習・講習室（約49㎡） | 教室・講座等が実施されていない時間は、一般のかたも1時間200円で使用できません（使用申請が必要です。）。 |

- 申請期間
使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日まで
- 申請方法
施設に直接
- お問い合わせ
多世代交流館いきいき（P26参照）

4 高齢者趣味の作品展



高齢者のみなさんが、日頃から丹精こめて作り上げた趣味の作品による展示会を開催します。

- 対象者
60歳以上のかた
- 出品の種類
日頃、趣味として作っておられるものなら何でも結構です。
- 開催時期
年1回（9月下旬）
- 開催場所
スカイワードあさひ（場所に変更することがあります。）
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P25参照）

5 高齢者趣味の作業所

物を作ることを通しての生きがいや仲間づくりの場として、高齢者趣味の作業所を開設しています。

- 参加できるかた
60歳以上のかた
- 作業所の場所

| | | |
|----|----------------|--------------|
| 東部 | 尾張旭市東部市民センター内 | 三郷町中井田136番地 |
| 西部 | 尾張旭市印場ふれあい会館内 | 印場元町五丁目1番地26 |
| 城山 | 尾張旭市城山老人いこいの家内 | 平子町東157番地1 |

- 作業種目
陶芸・編物・布ぞうりづくり・木研細工など
- 入会申込
各種目の代表者に直接お申し込みください。
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P25参照）

6 高齢者教室（長寿学園）



高齢者のみなさんが、生きがいと潤いのある生活を送れるよう仲間づくりや健康づくり、新しい知識の習得や教養を深める機会として講座を開催しています。

- 活動内容
年間を通して、講話とクラブ活動（はがき絵クラブ、健康体操クラブ、チャレンジクラブ）を開催しています。講話は、大学教授や専門知識を有するかたを講師に招き実施し、クラブ活動は、希望者を対象に実施しています。
- 対象者
市内在住の60歳以上のかた
- 費用
年間登録料500円。クラブ活動は1つにつき別途500円。
- 開催時期
毎月1回、講話は4～3月（年12回）、クラブ活動は5～2月（年9回、8月は除く。）
- 開催場所
講話は文化会館、はがき絵クラブは中央公民館、健康体操クラブは渋川福祉センター又は東部市民センターのどちらかを選択、チャレンジクラブは日程により、渋川福祉センター又は東部市民センター。
- 申込方法
毎年4月初旬頃、中央公民館にて受付（広報に掲載予定）
- お問い合わせ
生涯学習課 公民館係（中央公民館）（P25参照）

7 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者が、その豊かな経験や能力を生かして、家庭や事業主から依頼のあった仕事をするることにより、地域社会に貢献し、さらに自身の健康や生きがいを高めていただくことを目的としています。

Ⅲ 余暇と生きがい

● 会員になれるかた

次のいずれにも該当するかた

- ・原則60歳以上
- ・尾張旭市内に在住
- ・働く意欲がある
- ・シルバー人材センターの理念、趣旨に賛同
- ・ご家族の同意

● 申込方法

毎月2回入会説明会を行います（日程は、電話又はホームページでご確認ください）。

説明会を受けた後、入会申し込みをしていただくこととなります。

● 会費

年間2,000円（ただし、1月～3月登録はその年度1,000円）

● 仕事は

地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事又はその他の簡易な仕事です。

<仕事の例>

庭木の剪定、草刈り、草取り、屋内外清掃、スーパーのカート整理、駐車場・駐輪管理、施設管理、筆耕（賞状・宛名書など）、ふすま・障子張り、家事援助、育児支援サービス、空き家の見回り、お墓の清掃 など

・会員はあらかじめ自分の希望する仕事などを登録しておき、センターから連絡を受けた場合「この仕事ならやれそうだ。」と思ったとき働いていただきます。

● 働いたお金（配分金）は

会員は自分で従事した仕事に応じて、センターから配分金の支払いを受けます。

<1時間当たりの配分金の例>

剪定1,250円～1,590円、草刈り1,050円、草取り1,030円、清掃1,030円、駐車場管理1,030円、大工仕事1,470円、パソコン指導1,160円、家事援助1,030円、育児支援1,030円

● お問い合わせ

公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（土日祝日は休みです。）

尾張旭市稲葉町一丁目41番地1（P26参照）

ホームページ <https://www.sjc.ne.jp/owari-sjc/>

8 職業紹介

年齢等にかかわらずどなたでも利用できる相談室として、ハローワークと同じ求人情報等の相談や紹介を受けることができます。

● 相談日

月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）午前9時から午後4時30分まで

● 相談場所

尾張旭市ふるさとハローワーク（市役所東側別棟 電話 52-1626）

9 消費生活相談

「業者の巧みな言葉や強引な勧誘に負けて契約してしまった。」、「身に覚えのない請求が来て困った。」そんな経験はありませんか。トラブルの有無に関わらず、困ったときは消費生活センターにご相談ください。専門の資格を持った相談員が問題解決に向

けてのアドバイスをします。

●相談日

月・水・金曜日／午前9時～正午、火・木曜日／午後1時～4時
 (祝日、年末年始を除く。)

●相談窓口

尾張旭市消費生活センター(市役所南庁舎2階) 電話 53-2111

10 敬老祝品の支給

今日まで社会の発展に尽くされた高齢者の長寿を祝うとともに、今後も健康で生きがいのある老後を願って、敬老祝品をお贈りします。

●対象者

数え100歳のかた
 数え88歳のかた

※ただし、当該年度の9月の第三月曜日(敬老の日)現在で尾張旭市に住民登録のあるかた

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係(P25参照)

11 あさひ健康マイスター

「からだ・こころ・まちの健康」に関する様々な対象事業に参加して、継続的に楽しい健康づくりをしてみませんか。

●内容

マイスター参加希望者は、市が発行するあさひ健康マイスター手帳を入手し、一年間を通して対象事業等に参加していただきます。規定のポイント数を達成したかたには、表彰や抽選で記念品等の特典を進呈します。

●手帳配布場所

市役所、市公共施設、尾張旭まち案内、イトーヨーカドー尾張旭店「出会いの広場」など

●参加資格

どなたでも。ただし、マイスター表彰は、市内在住・在勤・在学のかたのみ対象。

●対象事業等

・市やマイスター対象団体が主催する健康都市づくり事業のうち、市が認めたもの。



左記のロゴが表記されている事業です。

・市が認める市民団体等に加入又は活動への参加

●お問い合わせ・お申し込み

健康都市推進室(電話 76-8101)

12 ミニデイサービス



地域のなかで身近な人たちと交流しながら、健康づくりや生きがいづくりをしませんか。ミニデイサービスでは、家庭の延長で楽しく過ごしていただけます。

●対象者

高齢者、身体障がいのあるかたなど

Ⅲ 余暇と生きがい

●開催場所・日時等

| サロン名 | 開催場所 | 開催日時 |
|-----------------------|-----------|---|
| ①いきいきサロン (こすもす) | 緑ヶ丘集会所 | 毎月第1・3水曜日(午前10時から正午まで) |
| ②つむぎの会 | 大久手ふれあい会館 | 毎週水曜日(第5週を除く)(午前10時から正午まで) |
| ③旭ふれあいサロン東部 (ぬくもり) | 東部市民センター | 毎月第2・4金曜日(午前10時から午後2時20分まで) |
| ④旭ふれあいサロン平子 (ぬくもり) | 平子公民館 | 毎月第1・3金曜日(第1金曜は午前10時から11時半、第3金曜は午前10時から午後2時半まで) |

●費用

若干の昼食代・おやつ代が必要になりますので、お問い合わせください。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係 (P 25 参照)

尾張旭市地域包括支援センター (P 25 参照)

1 ひとり暮らし高齢者の支援

《ふれあい昼食会・宅配サービス》

75歳以上のひとり暮らしのかたに、温かい昼食を月1回お届けしています。また、年1回昼食会を開催し、交流の場を提供しています。

●お問い合わせ

尾張旭市社会福祉協議会（P25参照）

2 ミニデイサービスのボランティア



- ・各ミニデイサービスのお手伝い
- ・詳細は、P15を参照

3 認知症カフェのボランティア



- ・認知症カフェのお手伝い
- ・詳細は、P10を参照

4 あさひ生活応援サポーター養成講座



●対象者

どなたでも参加可能

●内容

地域の高齢者のちょっとした困りごとを手助けする「あさひ生活応援サポーター」を養成する講座です。

●費用

無料

●お問い合わせ・お申し込み

尾張旭市社会福祉協議会生活支援コーディネーター業務担当（P25参照）

5 認知症サポーター養成講座（地域開催）



●対象者

市内在住のかた

●内容

認知症になっても安心して暮らし続けることができるために、認知症を理解し、認知症のかたやその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

●費用

無料

●場所

中央公民館

●お問い合わせ

尾張旭市地域包括支援センター（P25参照）

6 はいかい高齢者おかえり支援サポーター

●対象者

どなたでも登録可能

●内容

高齢者のかたが行方不明となった場合に、行方不明者に関する情報や行方不明時の状況などの電子メールを受信し、可能な範囲で捜索の協力をしていただきます。

●登録方法

◎スマートフォンやパソコンからの登録方法

右記の二次元コードを読み取るか、または以下の URL

<https://plus.sugumail.com/usr/owariasahi-choju/home>

でアクセスしたページから電子メールを送信してください。

◎ガラケーからの登録方法

右記の二次元コードを読み取り、アクセスしたページから電子メールを送信してください。

◎共通

「空メールを送信する」を押し、メール画面で何も入力せずにメールを送信してください。(件名・本文は空欄で結構です)※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-owariasahi-choju@sg-p.jp

<スマートフォン・パソコン用>



<ガラケー用>



迷惑メール対策の設定をされている場合は、次の2つの設定を行ってからの登録をお願いします。

- ★ 「sg-p.jp」ドメインからのメールの受信を許可する
- ★ URL 付きメールの受信を許可する



《夜間におけるメール配信》

夜間（22時～翌8時）のメール配信を希望しない方に対しては、夜間の配信を行いません

※登録は無料ですが、登録・情報に係る通信費用はご登録者の負担になります。

◎ 登録の変更・解除

空メールアドレス宛にメールを送信します。返信メールから登録情報の変更などを行います。

★登録解除は、画面右上のメニューを押し、「登録解除へ」を押します。次の画面で「登録解除へ」を押してください。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P 25 参照）

1 後期高齢者医療制度

医療費総額の1割、2割又は3割を病院などの窓口で負担していただき、残りの医療費を給付します。

●対象者

次のいずれかに該当するかたです。該当するかたには、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

①75歳以上のかた

②65歳以上75歳未満で一定程度の障がいの状態にあるかた（制度への加入は任意です。）

●その他詳細のお問い合わせ

保険医療課 高齢者医療係（電話 76-8153）

2 後期高齢者福祉医療費給付制度

後期高齢者医療制度の対象者で重度の心身障がい者や、ねたきりまたは認知症など一定の条件を満たしたかたが病院などを受診した場合に、後期高齢者医療制度が適用となる医療費の自己負担額を助成します。

●その他詳細のお問い合わせ

保険医療課 福祉医療係（電話 76-8152）

3 高齢受給者証

医療費総額の2割又は3割（現役並みの所得のかた）を病院などの窓口で負担していただき、残りの医療費を給付します。

●対象者

70歳以上75歳未満のかた。該当するかたには、ご加入の医療保険から高齢受給者証が交付されます（後期高齢者医療制度の被保険者は除きます。）。

●お問い合わせ

国民健康保険加入のかた 保険医療課 国保年金係（電話 76-8151）

その他のかた ご加入の各医療保険へお尋ねください。

●その他詳細のお問い合わせ

保険医療課 福祉医療係（電話 76-8152）

1 あたまの元気まる

みなさんは『軽度認知障がい』を知っていますか？軽度認知障がいは認知症ではなく、認知症になる前の段階で、もの忘れが多くても日常生活には支障をきたしていない状態です。『軽度認知障がい』の段階で予防策をとれば、認知症への進行を阻止したり発症を遅らせることが可能とされています。

よりいっそう活き活きとした生活を送るためにも、ぜひこの機会にあたまの元気まる（脳の健康チェックテスト）を受けてみませんか？

団体での予約も可能ですので、ぜひご相談ください。

●対象者

40歳以上の市民で介護保険の要介護・要支援認定を受けていないかた

●場所

尾張旭市保健福祉センター 他

●お問い合わせ

尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P25参照）

2 元気まる測定

いつまでも元気でいるためには、今の自分を知り、健康行動を実践していくことが大切です。

元気まる測定は、測定した結果をもとに個別支援プログラムを作成し、それを基に専門職による指導のもと自ら実践して健康な身体を目指す元気まる測定と高齢者の団体様向けの身体的フレイル測定ができるザリッツを用いた元気まる測定があります。

また、インターネット上でできる簡易版の「ネットDE元気まる測定」もあります。

●対象者

18歳以上の市民のかた（ザリッツを用いた元気まる測定は、75歳以上のかたが中心となっている10人以上の団体様）

※治療中の病気のあるかたは、主治医の許可を必要とする場合があります。

●場所

尾張旭市保健福祉センター 他

●お問い合わせ

尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P25参照）

3 その他の保健事業

①健康手帳の交付・・・健康診査の結果や健康に関する内容などを記録し、健康管理に役立てていただくため、教室参加時や希望するかたなどにお渡ししています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

②健康教育・・・生活習慣病の予防を目的に、ちょいやせ道場などの健康づくり教室を開催しています。各種健康づくり教室の日程、内容などについては、広報などでお知らせしています。

③健康相談・・・保健師等が、心身の健康に関する相談（随時）に応じています。また、うつ、不安などに関する精神保健福祉士によるこころの健康相談（要予約）も行っています。

④がん検診等 ・・・早期発見を目的に、胃がん、大腸がん、肺がん・結核、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診、歯科健診を実施しています。

⑤訪問指導・・・保健指導が必要なかた・ご家族に対して保健師等が訪問し、健康の保

持増進、心身機能の低下を防ぐための支援を行っています。

- ⑥出前らくらく筋トレ体操  . . . 誰でも簡単にできる本市独自の筋力トレーニング「らくらく筋トレ体操」を体験できます。各集会所や老人いこいの家などに健康課職員が出向き、体操の方法を指導しています。

●お問い合わせ

尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P 2 5 参照）

1 介護予防のための教室

いつまでも元気に生き生きと暮らしていただくために、心身の衰えを予防・改善する目的で開催する事業です。65歳以上の市民のかたであればどなたでも参加できます。

①シニアのための栄養講座

高齢期に必要な栄養について学べます。

②お口のケア講座

お口のケアと口腔機能について学べます。

③脳力アップ教室（9月、全6回）

認知症の予防に効果のある運動コグニサイズ、筋力トレーニング、ウォーキングのポイントを学びます。

④らくらく脳の健康教室（9月～2月、全19回）

脳機能の維持向上及び認知症予防のための教室（読み、書き、計算）を行います。

⑤県健康づくりリーダーによる体操教室

楽しみながらできる体操教室です。

⑥トレーナーによる運動機能回復プログラム作成事業（通称 もりもり回復プログラム）

運動プログラムを作成（無料）し、総合体育館トレーニング室（1回100円）に通い、体力回復を目指しましょう。

⑦買い物リハビリ

フレイル予防の体操と買い物合わせた教室です。送迎もあります。（1回200円、買い物代は自費）

⑧摂食嚥下障害予防教室（つばめ教室）

飲み込み機能を検査し、今の自分を知りましょう。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

2 民生委員による高齢者世帯調査

高齢者の世帯を把握するため、地区の民生委員児童委員が訪問により調査を行います。

●対象者

おおむね70歳以上のひとり暮らしのかた、高齢者のみ世帯

●訪問日

9月～1月頃

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

3 地域相談窓口による高齢者実態把握調査

●対象者

おおむね65歳以上のかた

●お問い合わせ

地域相談窓口（P24参照）

4 障害者控除対象者認定書

介護保険におけるおおむね要介護1から要介護5までの認定を受けている満65歳以上のかたで、一定の条件を満たすかたについては、身体障害者手帳を受けていないかた

でも、税務申告において障害者（又は特別障害者）と同程度の状態であるとして、確定申告等に必要「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に送付します。

※確定申告、市民税申告等税務申告を行わない場合については、本認定書は不要です。

※介護保険における主治医意見書や認定調査の内容から判定します。

※原則として、税務申告を行う前年の12月31日時点の状況により判定します。

※下記のいずれかに該当する場合には、申請が必要になります。

- ・ 通知後に、12月31日時点の介護度に変更があったかた
- ・ 対象年中に亡くなった要介護度認定者で障害者控除認定基準に該当するかた
- ・ 1月の一斉発送以前に、年末調整等で認定書が必要なかた
- ・ 認定書を紛失や破損などしたかた

●お問い合わせ

長寿課 介護保険係（P25参照）

5 高齢者施設サービス

(1) 養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由で、家庭において生活できないかたが入所する施設です。

●対象者

おおむね65歳以上で日常生活のできるかた

●利用料

所得に応じて定められた金額を毎月負担

●市内の養護老人ホーム

蒲生会大和ホーム（定員70名） 柏井町公園通512番地

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

(2) ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭で生活することが難しい60歳以上のかたが入所する軽費老人ホームの一種で、より自立的な生活を望む高齢者のかたに生活相談、食事サービスの提供などを行う施設です。

●対象者

60歳以上（夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上）で、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安があるかたで家族による援助を受けることができないかた

●利用料

所得に応じて定められた金額を毎月負担

●市内のケアハウス

| 名称 | 定員 | 住所 | 電話番号 |
|---------|-----|----------------|---------|
| カトレアハウス | 50名 | 平子町長池上6447番地1 | 53-9507 |
| あさひコート | 19名 | 旭ヶ丘町濁池1155番地18 | 51-5222 |

●お問い合わせ・お申し込み

直接施設へお問い合わせください。

1 地域包括支援センター ～ 高齢者の総合相談窓口 ～

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職が地域で暮らす高齢者のみなさんのさまざまな相談をお聞きし、心身の状態に合わせた支援を行うために、市が設置した相談窓口です。

●具体的な業務内容

①健康・福祉・介護など総合的な相談に応じます。

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。電話や窓口での相談のほか、職員が訪問することも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

②介護予防をすすめます。

一般介護予防（すべての高齢者のかた）、要支援・要介護になるおそれのあるかた、事業対象者や要支援1・2と認定されたかたの自立に向けた支援を行います。

③高齢者の権利を守ります。

高齢者虐待への対応、成年後見制度等の利用支援、消費者被害の防止などに取り組みます。

④認知症のかたや介護するご家族への支援を行います。

認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、認知症初期集中支援チームなどさまざまな事業を行っています。

●お問い合わせ

尾張旭市地域包括支援センター

（尾張旭市保健福祉センター内 P25参照）

2 地域相談窓口

地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域の身近なところで相談を受け地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の生活を支えるための地域の相談窓口です。市内に3か所設置しています。

●業務内容

- ・高齢者の実態把握調査（戸別訪問）
- ・保健福祉サービス、介護サービスの利用支援
- ・在宅介護等に関する各種相談
- ・地域包括支援センター業務の協力 など

●利用方法

地域相談窓口に直接ご連絡ください。

●お問い合わせ

| 地域相談窓口 | 住所・電話番号 | 担当地区 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 敬愛園 | 平子町長池上6447番地1 （特別養護老人ホーム敬愛園内） 電話 53-9507 | 城山小学校区 白鳳小学校区 旭小学校区 |
| アメニティあさひ | 旭ヶ丘町濁池1155番地18 （特別養護老人ホームアメニティあさひ内） 電話 51-5222 | 東栄小学校区 旭丘小学校区 三郷小学校区 |
| サンヴェール尾張旭 | 南栄町黒石48番地1 （特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭内） 電話 52-2992 | 本地原小学校区 瑞鳳小学校区 渋川小学校区 |

3 尾張東部権利擁護支援センター

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分なかたについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

●具体的な業務内容

- ①成年後見制度の利用に関する相談
- ②家庭裁判所への申立てに関する手続き支援、助言など

●お問い合わせ

尾張東部権利擁護支援センター

日進市竹の山四丁目301番地

（日進市障害者福祉センター内 電話 75-5008）

※ 電話予約が必要です。まず電話でご相談ください。

お問い合わせ先一覧

| 名 称 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|--|----------------------------|------------------------------|
| 尾張旭市役所 長寿課 長寿支援係 | | 76-8143 |
| 尾張旭市役所 長寿課 介護保険係 | 〒488-8666 東大道町原田2600番地1 | 76-8144 |
| 尾張旭市役所 危機管理課 災害対策係 | | 76-8127 |
| 尾張旭市役所 市民活動課 交通防犯係 | | 76-8128 |
| 尾張旭市役所 生涯学習課 公民館係 （尾張旭市中央公民館内） | | 〒488-0803 東大道町山の内2410番地2 |
| 尾張旭市環境事業センター （東部浄化センター内） | 〒488-0053 下井町勿内2346番地6 | 52-8000 |
| 尾張旭市役所 健康課 （尾張旭市保健福祉センター内） | 〒488-0074 新居町明才切57番地 | 55-6800 |
| 尾張旭市地域包括支援センター （尾張旭市保健福祉センター内） | | 55-0654 |
| 尾張旭市社会福祉協議会 （生活支援コーディネーター業務 担当） （尾張旭市保健福祉センター内） | | 代表 54-4540 FAX 51-1880 |

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------|------------------------|
| 多世代交流館いきいき | 〒488-0054 | 54-8202 FAX 53-2680 |
| 尾張旭市シルバー人材センター | 稲葉町一丁目4番地1 | 54-5088 FAX 54-9923 |
| 養護老人ホーム 蒲生会大和ホーム | 〒488-0007 柏井町公園通5番地 | 53-2989 |
| 尾張東部権利擁護支援センター (日進市障害者福祉センター内) | 〒470-0136 日進市竹の山四丁目30番地 | 75-5008 |